

## 中学校における日本近代史の授業計画

森 昭

- 一、いま、中学校で
- 二、社会科学授業のとりくみ
- 三、歴史の年間指導計画案
- 四、「近代日本の発展と東アジア」の指導計画案
- 五、自由民権運動の扱い
- 六、むすびとして

### 一、いま、中学校で

中学校の教師は多忙である。大学で史学科だったからといって歴史だけを教えているわけにはいかない。中学校の現場では、学年配属によって、地理も公民（政治・経済）も担当し、週二〇時間平均の授業時間の他に、道徳・クラブ・学級指導の時間を加え、平均週二三時間の担当があ

中学校における日本近代史の授業計画（森）

る。教科担当と学級担任の他にいわゆる校務分掌とよばれる様々の担当（例えば、私の場合、学校運営企画委員会、進路指導委員会、学校祭実行委員会、生徒会図書委員会指導、PTA成人教育委員会担当など）に加えて、部活動顧問として、放課後も土曜・日曜も使われることになる。

それに加えて、最近の中学生の非行の激増がある。最近の新聞記事の見出しを拾いだしてみよう。枚挙にいとまがないといつてよい。

「中学生徒が教師一人殴る、警官五人が出勤」「中学の先生大けが、生徒二人がなぐる」「生徒暴力、学校はもう無力なのか」「校内暴力三中学生逮捕、先生六人袋だたき」……

一九八〇年、警察庁調査によると、中学生の校内暴力事

件は、件数一、二〇二件(前年からの増加率三四・八%)、被害者三、八三七七人(増加率六七・一%)、補導人員七、一〇八人(増加率三八・三%)。このうち教師に対す暴力事件は、件数三七二件(増加率七六・三%)、被害教師五〇三人(増加率六五・五%)、補導人員七六三人(増加率六一・三%)となつてゐる。少年人口千人当りに占める刑法犯少年は一七・一人、成人も含めた全刑法犯に占める少年の割合は四二・四%。これらはいずれも史上最高の記録である。そして高校生にくらべて圧倒的に中学生の非行増加がめだつ。(高校生は件数で一二・七%増、被害者で一二・八%増、教師に対する暴力事件は件数で四・八%増、被害者数で二〇・八%増、補導人員は五・四%減である。)

そしてもちろん、ここにあらわれた数字は氷山の一角にすぎない。

非行にまで至らないにしても一般生徒の、生活規律の乱れはここ一、二年急速にめだつてきた。且て、高校生にみられたものが、低年齢化してきたものといえよう。

一九八〇年十二月の「PTA一学年だより」に私は次のような訴えをした。

「……最近授業態度もようやく中学生らしく落ち着きがでてきたように思えます。それでもまだ『チャイムが鳴

5、指名された時は、はつきり返事をして起立する

6、質問は大歓迎だが、先生の発言が終わったときに手を挙げておこなう。

以上の約束が守られない人は、教室の後に立って授業を受けるか、教卓の前に座って授業を受けてもらいます」

## 二、社会科授業のとりくみ

こうした状況の中で、それぞれの教師は授業にとりくむ。こういう状況だからこそよけい、自己の授業のあり方を問い直されているといつてよい。

社会科の授業を通して、どんな人間像をつくりあげようとしているのか。教育基本法では、「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」をめざしている。要するに「民主的、平和的な国家・社会の形成者」(文部省、社会科の目標)をめざすものといえよう。

具体的にはとくに次のことを私は視点として授業プランを立ててみたいと思つてゐる。

(1) 近現代史に重点をおく  
歴史を単なる知識としておさえたくない。近現代史を通

中学校における日本近代史の授業計画(森)

つても席につかない』『前の授業時間の黒板の字が消されていない』『教師が教室にはいっても号令がかからない』『授業中おしゃべりが多い』『ノートをとらない』『教科書などを忘れる』という状況は解消していません。教師も、これら授業の基本的態度について、時にはきびしい態度もみせながら確立したいものと思つてゐます。

生活の基本的行動・態度については、家庭でも大いに気をつけて下さい。『金銭や物を気軽に与えない』『朝食をとらせ、昼食をもたせる』『遅刻させない』『髪型・服装をくずさせない』『喫煙・シンナーを許さない』『子ども部屋・電話の管理』『友だち関係の確認』『外出状況の把握』。そして何よりも父母が協力しあつての家庭生活の確立など。

……」

さらに、三学期はじめ、生徒たちに次のようなプリントを渡し、約束を確認させたのである。

- 1、チャイムが鳴ったら席に着いて先生を待つ
- 2、前の授業の黒板の字は、係がかならず消しておく
- 3、授業の始めと終りの号令は、係がしっかりおこなう、全員きちんと『気をつけ』をする
- 4、授業中、先生や友だちの発言はしっかり聞き、無駄なおしゃべりはしない

じて、歴史から何を学ぶのか、今日の課題は何か、さらには自己の生き方の問題としても学びとるようにしたいものである。「歴史から学ぶものは灰であつてはならない。それは炎でなければならぬ。」とインドネシア独立運動の指導者だつた故スカルノは言つてゐる。

(2) 民衆の生活を基底にし、「歴史は民衆が創りあげていった」ということを生徒たちが理解するようにしたい。

(3) 地域の歴史を学んでいく

「地域底辺から歴史を見ることは、決してローカルな辺境から歴史を見ることではないし、中央の歴史を補足するものでもない。それは社会の基底から歴史をとらえ直すことである。」(大江志乃夫)

## 三、歴史の年間指導計画案

一九八一年から、文部省の新学習指導要領が中学校で実施されることになった。三年の「公民」が週五時間から三時間に短縮され、このことは二年生の歴史指導にも大きく影響を与えることになった。というのは、「公民」が週五時間だつた時には、二年の歴史で、近現代史部分を残しておき、三年のはじめに学習し、それを土台に、憲法や政治

や経済や社会問題(いわゆる公民)の学習に踏み入ることができたわけだが、週三時間ではその「ゆとり」がなくなってしまうことになる。何としても二年で歴史学習を完結しなければならなくなった。

歴史学習は、いちおう一四〇時間で終了するという文部省基準(一週二時間で一、二年を通じ計七〇週で終了という基準案か、一週四時間で二年生の年間三五週で終る案)があるが、実質的には一一〇時間から一二〇時間でいどで指導計画をたてなければ無理である。学校行事などで、授業カットされる時間が二〇時間以上あるものとみなければならぬからである。

年間一二〇時間としての指導計画としては次のようなものが考えられる。(「学校図書」の教科書指導書を参照)

- (1) 文明のおこりと日本(一一時間)・人類の誕生・古代の文明・原始の日本・古代国家の芽ばえ
- (2) 日本の古代国家(一二時間)・東アジアと日本・律令政治の成立・奈良の都と地方の人々・平安の都と地方の動き・国風文化・荘園と武士
- (3) 封建社会のはじまり(一二時間)・鎌倉幕府の成立・武士と農民・鎌倉文化・鎌倉幕府の滅亡・室町時代・村の自治と町衆・室町文化
- (4) 封建社会の完成(一七時間)・ヨーロッパ人の海外進

出・戦国大名と鉄砲・天下統一・江戸幕府の成立・鎖国・産業の発展と町人の成長・元禄文化

(5) 封建社会のいきづまり(八時間)・享保の改革と田沼時代・百姓一揆と打ちこわし・新しい学問と化政文化・天保の改革

(6) 近代世界の開幕(八時間)・市民革命・産業革命・一九世紀の欧米諸国・欧米諸国の進出とアジア

(7) 近代日本の成立(九時間)・開国と幕府の滅亡・明治維新・富国強兵・文明開化

(8) 近代日本の発展と東アジア(一五時間)・自由民権運動・帝国憲法の制定・条約改正と日清戦争・日本の産業革命・帝国主義の時代日本・近代文化の形成

(9) 第一次世界大戦と日本(九時間)・第一次世界大戦・大戦後の世界とアジアの民族運動・大正デモクラシー・市民文化と生活の変化

(10) 第二次世界大戦と日本(八時間)・世界をおそった恐慌・中国への侵攻・第二次世界大戦

(11) 大戦後の世界と日本(一一時間)・占領と民主化・二つの世界・平和運動の発展と世界の動き・新安保条約と日本・今日の世界と日本

まことにあわたしい学習ぶりといえよう。しかも中学生の状況からみて、講義一辺倒では決して授業は成り立た

ない。様々の工夫をこらし、生徒の自発的学習意欲を盛り立てなければならぬ。

さらに考えなければならないことは、高校の新指導要領の実施が一九八二年からであるが、そこでは社会科としての必修は一年の「現代社会」の単元だけで、「日本史」も「世界史」も選択科目になったのである。即ち、歴史を系統的に全員が学ぶのは「中学校歴史」だけともいえる状態となってしまうことになる。ますます中学校の歴史授業が大きな意味をもってきたといえよう。

#### 四、「近代日本の発展と東アジア」の指導

##### 計画案

年間一二〇時間抜かしの年間指導計画のうちで、「近代日本の発展と東アジア」の項を紹介してみたい。「学校図書」教科書指導書を私が担当)。計一五時間の指導内容だが、各時間に生徒用プリント資料(以下、資料)を付けてみることにした。資料をつけるに当っては次のような点に留意をした。

①教科書中心の無味乾燥な、講義中心の授業を防ぎ、生徒の心情に訴えるようにする

②リアルな生活感のあるもので、歴史を支えた、民衆の

生活・地域の生活をできるだけとりあげる

③歴史を前進させる方向で、「平和」と「民主主義」の観点をとりあげる

④生徒の自発的な学習意欲をかきたてるようなものをえらぶ

⑤中学生の発達段階に合うもので、容易に理解できるような内容のものにする

では、一五時間を一覧表にしてみよう。

(1)「自由民権運動 1、国会開設の要求」〔資料〕『ひろがる民権思想』(①荻野村の講学会、②伊勢原村の講学会、③五日市憲法草案)

(2)「自由民権運動 2、自由党と改進黨、民権運動の激化」〔資料〕『秩父事件』(①困民党の人びと、②事件、その後)

(3)「帝国憲法の制定 1、立憲制への歩み、憲法の発布」〔資料〕『明治憲法の現れた日』(家永三郎編、日本の歴史)

(4)「帝国憲法の制定 2、議會を開く」〔資料〕『議會政治はじまる』(①明治憲法のしくみ、②日本最初の総選挙の風景、③第一回議會、山県首相の施政方針、④第二回選挙での死者・負傷者数、⑤選挙法改正年表)

(5)「条約改正と日清戦争 1、条約改正、日本の朝鮮進

- 出」〔資料〕『朝鮮との関係・日清戦争への道』（①年表、②朝鮮貿易と日清の競争）
- (6) 「条約改正と日清戦争 2、日清戦争」〔資料〕『下関条約と三国干渉』（①下関条約、②三国干渉）
- (7) 「日本の産業革命 1、産業革命」〔資料〕『八幡製鉄所のあかい火』（①製鉄所づくり、②原料鉱石は中国朝鮮から）
- (8) 「日本の産業革命 2、産業革命」〔資料〕『野麦峠をこえて』（高橋碩一他「日本の歴史」）
- (9) 「帝国主義日本 1、帝国主義の世界・中国の分割」〔資料〕『帝国主義』（①セルロイドのことは、②義和団事件）
- (10) 「帝国主義の時代日本 2、日英同盟・日露戦争」〔資料〕『反戦のうったえ』（①旅順口包囲軍に在る弟を歎きて、②お百度詣り、③ロシア社会党に与うる書）
- (11) 「帝国主義の時代日本 3、朝鮮併合」〔資料〕『植民地朝鮮』（①韓国併合に関する条約、②朝鮮をうたった二例、③朝鮮人一人当りの米消費量、④在日朝鮮人人口、⑤義兵運動）
- (12) 「帝国主義の時代日本 4、中華民国の成立」〔資料〕『中国革命同盟会と魯迅』（①中国革命同盟会、②魯迅・中国近代文学の父）

- (13) 「帝国主義の時代日本 5、日露戦争後の社会と民衆」〔資料〕『大逆事件』（①大逆罪、②判決光景、③夏目漱石「それから」、④石川啄木の日記）
- (14) 「近代文化の形成 1、教育の普及・自然科学の発達」〔資料〕『北里柴三郎』
- (15) 「近代文化の形成 2、近代文学の成立・美術と芸能」〔資料〕『石川啄木・明治の青春』（家永三郎・黒羽清隆「中学生の歴史」）

### 五、自由民権運動の扱い

一九八一年度から実施の文部省新指導要領に準拠して、新版教科書がいつせいに一九八〇年に展示され、現場教師は検討しに行った。

中学校歴史教科書は七社で出版されている。近代史の授業計画に即して、「自由民権運動」の部分について紹介してみよう。

「自由民権運動」の教科書記述を検討するに当たって、「土族民権の記述に終らず、地域での豪農の動きや、困民党の運動がどこまでとりあげられたか」をチェック・ポイントとしてみた。ところがこの点に関して、どの教科書ともひじょうな進歩の跡がみられた。旧版とは大違いである。

例えば、日本書籍の教科書では、「こうして国会開設要求にはじまった自由民権運動は、国会開設・憲法制定・地租軽減・条約改正・地方自治という、国民のさまざまな要求をつつみこんで、日本最初の国民運動に発展した。」とおさえている。本文記述以外にも、特別の囲み記事で、「地方の自由民権運動」（大阪書籍）、「秩父困民党」（学校図書）、「五日市憲法草案」（教育出版）といったとりあげ方をしたのもあった。

教育出版の記述は次のようなものである。

「地域にみる歴史の歩み

○五日市町（東京都西多摩郡）——民衆がつくった憲法草案

自由民権運動がさかんになると、民権派のなから、つぎつぎに憲法の草案が発表された。現在までに四〇余編がわかっているが、名も知れぬ人々が集まって近代ヨーロッパの政治などを学び、討論を重ねてまとめあげたものの一つに『五日市憲法草案』がある。

五日市町は、東京の西のはしにある山深い里である。『五日市憲法草案』は、一九六八年に、この町の旧家の土蔵から発見された。同時に発見された文書から、『貴族は廃止すべきかどうか』『国会は二院を必要とするかどうか』『出版をまったく自由にしてよいか』などをテーマに、徹底し

た討論をしていたこともわかった。こうして、全編二〇四か条の草案にまとめられた。国民の権利に関する条項について三六か条を数えることができるのも、民衆のつくった憲法草案にふさわしい。」

次に、学校図書の囲み記事を紹介しよう。

「秩父困民党

山また山にかこまれた埼玉県の秩父地方には、江戸時代から水田が少なく、絹織物の生産を副業とする農家が多かった。明治にはいって、生糸の輸出がさかんになると、ほとんどの農家が養蚕や製糸の副業にたよるようになった。ところが、一八八三年、不況がはげしくなると、まゆや生糸の値だんが急に下落した。そのうえ、このころ地方税が大幅に増額された。農民たちは、土地を抵当に入れて、高利貸からの借金をかさね、その返済ができないために土地を失う者もふえた。

一八八四年にはいと、自由党の影響が強まり、苦しい農民のなから自由党に入党する者があいついだ。やがて農民たちのなから高利貸に対して、借金のすえおきを要求する請願運動がおこり、秩父困民党が結成された。指導者には自由黨員が多く、かつて幕末の百姓一揆にくわわった人々もいた。困民党の組織はだんだん大きくなった。しかし、高利貸も役所も、農民の請願をきこうとせず、かえ

つてきびしく借金をとりたてようとした。

一八八四年一月一日、農民たちは、猟銃や刀・やりなどで武装し、**榎神社**の境内に集合した。そして『かつてに金をとったり乱暴したりしてはならない。』などの規律をきめ、税の軽減や借金の帳消しをもとめて、いっせいに蜂起した。困民党の部隊は警官隊と衝突し、役所や警察分署をおそい、高利貸の家を打ちこわして借金の証文をやぶった。そして『自由自治元年』をさげび、一時は万人近い部隊が大宮町を制圧した。政府は軍隊まで出動させたが、困民党員の一部は、群馬県や長野県の佐久地方にまではいり、争乱は約十日間もつづいた。』

「自由民権百周年」としての記念全国集会是、一九八一年一月に横浜で開催されることになった。今日、あらためて自由民権運動の歴史的意義を学びとることは、民主主義を問い直すものとしてたいへん意義あることである。教育の場でももちろん重視しなければならぬ。自由民権の二時間の学習指導案を、前述の指導計画にもとづいて提示してみよう。

学習指導案 自由民権運動1、(国会開設の要求)

1、ねらい、自由民権運動が、日本の近代化へむけての大政治運動であり、同時にあらゆる階層・地域をふくむ学習・文化運動であったことを理解させる。

八八二) 抵抗権も規定。

(3)自由民権運動のひろがり。  
○民権議院設立建白書が新聞に発表されると国民の間に大きな反響をよびおこしたことを理解させる。  
○西南戦争が終わるころから、国会開設と地租引き下げをもとめ民権運動は全国に広まり大きくもり上がったことを理解させる。

○参加者も士族からしだいに地主・農民や商工業者にひろがったことを説明する。

○国民は民権思想を学ぶ中から、憲法を自分たちの手でつくろうとする動きもひろがったことを説明する。(五  
日市憲法草案など現在わかっているだけでも約四〇)

4、指導メモ

(1)民権運動の諸階層 板垣らの考えていた民権議院は、士族と「豪家の農商」とに参政権を与えようとするものだった。政治の新しい方向をもちながら、革命的でなく、改良主義的思想で、「上流の民権説」といわれた。しかしそれはひろく民衆の要求を反映したもので大きな反響をよんだ。このころ地租改正が進行し、天下り地価反対の農民闘争が高まっていて民権運動は民衆と結びはじめ、一層のひろがり深まりをみせていったのである。

(2)植木枝盛の憲法草案と「民権自由論」 植木枝盛(一

中学校における日本近代史の授業計画(森)

2、導入例

○欧米の市民革命の歴史や啓蒙思想家の活躍、宣言類などについてふりかえてみる。

○板垣退助、大隈重信など著名な民権家について生徒のもっている予備知識をしらべてみる。

3、展開例

(1)民権議院設立建白書とは、いつ(一八七四・明治七)、だれによって(板垣退助・後藤象二郎ら)おこなわれたものか理解させる。

○内容は、政府の藩閥政治を批判し、国会開設の意見書を政府に提出したものであることを理解させる。

○この建白書が西南戦争(一八七七)での武力反抗に失敗した後の「言論で政府とたたかう」という自由民権運動の口火となったことを理解させる。

(2)自由民権論をささえた思想がヨーロッパ・アメリカの議会政治や自由・平等の思想であったことを理解させる。

○福沢諭吉「西洋事情」 欧米の議会政治を紹介。

○中村正直「自由之理」 ミルの思想を紹介、民権家・河野広中が愛読。

○中江兆民「民約訳解」 ルソーの思想を紹介、人民主

権・普通選挙など。

○植木枝盛「民権自由論」人民の自由 「憲法草案」(一

八五七一九二)は土佐藩士の家に生まれた民権運動の指導的理論家。上から創設された県会に対抗して地方民会の組織につとめ、理論の力をもって民権運動の組織と闘争を裏づけていった。一八八二(明治一五)年に起草したと推定される憲法草案には「日本人民が日本国ヲ立ツルハ、法度ヲ作りテ各其自由權利ヲ保全センガ為トス」と人民主権がはっきりとうたわれている。「民権自由論」は話しかけの形で書かれ、数万部を売りつくした。

5、生徒に配布するプリント資料

「ひろがる民権思想」

民権運動は一八七四(明治七)年の民権議院設立建白書をきっかけに全国にひろまっていった。あらゆる地域で民権運動の講座(講学会)がひらかれ、民権思想の学習が進められた。そうした例を神奈川でみてみよう。

(1)荻野村(現厚木市)の講学会

民権家小宮保次郎の日誌によれば、一八八三(明治一六)年一月から翌年二月まで、一週間の日程で計六回開かれていた。場所は法

表1

回数	実施期日
1	1月18日~28日
2	2月20日~28日
3	4月11日~18日
4	10月21日~?
5	? ~12月13日
6	2月23日~3月1日

表2

午前	7.00~ 8.00	「通俗民権論」(福沢諭吉)
	8.00~ 9.00	「科学」(J・S・ミル)
	9.00~10.30	「経済」(?)
午後	7.00~ 8.00	「通俗国権論」(福沢諭吉)
	8.00~ 9.00	「立法論綱」(ベンサム)

界寺、農繁期をはずしている(表1)。

この時間表(表2)を見てほしい。午前と夜で一日六時間の学習である。日中の農作業をきちんと確保した上での時間設定で、その熱意に驚かされる。テキストなどの図書購入は東京でおこなわれた。こうして民権思想の影響を受けた多くの若い農民たちが巣立っていった。

(2)伊勢原村(現伊勢原市)の講学会

一八八一(明治一四)年九月

からおこなわれた。ここでは、政治(憲法論議)とともに漢籍や英学などもやっている。とくに政治の学習ではテーマにもとづいてだれかがレポートを書き発表する。それをもとに全体で討論し、またレポートを書き直す。そのような学習方法がとられた。

そのようすを表3にしてみた。

(3)五日市憲法草案(一部)  
各地でこうした燃えるような学習運動を通じて、一八

表3

テーマ [( ) 内の数字は同一テーマのレポート数]	報告者
政府ノ目的ヤイカニ	山口書輔(3)
政府ノ目的ハイズレニアルヤヲ説明セヨ	山尾俊孝(3)
主権ハ立法ニ帰属スベキノ説明	山口久治(2)
主権ハ何ニ帰属スルヤ	前田井国三郎(1)
主権ハ何ニ帰属スルヤ	今井侯道之輔(3)
主権ノ帰属	猪田寅治(1)
主権ノ帰属	猪田寅治(1)
自由ハ法律ノ結果タルユエン	猪田寅治(1)
自由ハ法律ノ結果ナリトイウユエンヲ説明ス	猪田久治(1)
自由ハ法律ノ結果ナリ	山前田久治(1)
自由ハ法律ノ結果ナリ	山前田明(2)
自由ハ法律ノ結果	山前田久治(1)
代議政体論	宮田寅治(1)
代議政体ノ原質ヲ論ズ	山前田久治(1)
代議政体ノ原質	山前田久治(1)

八一(明治一四)年、五日市憲法草案(五日市は当時は神奈川県、現在は東京都)なども生まれた。

○45条 日本国民ハ各自ノ権利自由ヲ達スベシ。他ヨリ妨害スベラズ。国法之ヲ保護スベシ。

○47条 凡ソ日本国民ハ族籍位階ノ別ヲ問ワズ法律上ノ前ニ対シテハ平等ノ権利タルベシ

○49条 凡ソ日本国民ハ法律ヲ遵守スルニオイテハ万事ノノ身体生命財産名譽ヲ保護ス

○51条 凡ソ日本国民ハ法律ヲ遵守スルニオイテハ万事ニツキアラカジメ検閲ヲ受クルコトナク自由自由ニソノ思想意見論説図絵ヲ著述シ之ヲ出版發行シアルイハ公衆ニ対シ講談討論演説シ以テ之を公ニスルコトヲ得ベシ(以下略)

○56条 凡ソ日本国民ハ何宗教タルヲ論ゼズ之ヲ信仰スルハ各人ノ自由ニマカス(以下略)

○58条 凡ソ日本国民ハ結社集会の現主モシクハソノ会社ノ使用スル方法ニオイテ(国禁ヲ犯シモシクハ国乱ヲカモスベキノ状ナクマタ武器ヲタズサエルニアラズ)平穩ニ結社集会スルノ権ヲ有ス(以下略)

○59条 凡ソ日本国民ハ信書ノ秘密ヲ侵スコトヲ得ズ(以下略)

中学校における日本近代史の授業計画(森)

○61条 凡ソ日本国民各自ノ住居ハ全国中何レニテモ其人ノ自由ナルベシ(以下略)

○65条 法律ノ正条ニ明示セル所ニアラザレバ甲乙ノ別ヲ論ゼズ拘引逮捕糺弾ヲ受クベカラズ  
学習指導案 自由民権運動2、(自由党と改進黨、民権運動の激化)

1、ねらい 民権運動の高まりの中で、民権派の動きとそれに対抗する政府側の動きとを、政党の結成、弾圧の強化、運動の過激化、政府の懐柔策でとらえさせる。

2、導入例  
○自由民権運動が特定の人びとによる特定の地域での運動ではなく、あらゆる地域での幅広い人たちの政治要求運動であったことを確認する。生徒たちの住む地域での運動のようすを授業に折りこみたい。

○自由民権運動が幕末の世直し一揆や今日の各地域での住民運動にも結びつく性格のものであることを考えさせる。

3、展開例

(1)民権派と政府側の動き

○民権運動の高まりの例として一八八〇年「国会開設請願書」が二府二二県八万七千人の署名によって政府に提出されたこと。政府は新聞紙条例(一八七五)、集会条

例(一八八〇)などで運動弾圧をはかったが、一八八一年、北海道官有物払い下げ事件に対する世論の非難から、「国会開設の詔」を出さないわけにいかなくなった経緯を説明する。

(2) 自由党と改進黨

○地方の多くの民権政社が、国会開設の見通しから全国規模の二政党に結集したことを説明。生徒たちに二政党の党首、性格、支持層などを教科書をもとにまとめさせる。

○自由党、一八八一年板垣退助、フランス流民権思想、地主・農民層が支持した。

○立憲改進黨、一八八二年大隈重信、イギリス立憲君主制を模範、知識人・実業家。

(3) 民権運動の急進化とはげしい政府の弾圧

○一八八一年から松方正義大蔵卿が実施した財政で、農家の現金収入は半減し、高税に苦しめられ、借金で土地をとられる農民が激増していったことを説明。こうした農民が地方の自由黨員と手を結び困民党などを組織し各地でいわゆる激化事件を起し、「世直し」を求めたようすを説明する(福島事件、秩父事件)。政府・警察ははげしい弾圧をくわえ、そのため地主・商工業者の中には運動から離れる者も増加し、自由党も自信を失ない解散

したことを説明する。

4. 指導メモ

(1) 民権運動の急進化 一八八一年、大蔵卿となった松方正義は、西南戦争後の破産状況の財政対策として徹底的なデフレ緊縮政策をとった。このための農産物価格の下落は農民の生活をおびやかした。秩父地方の繭一斤は一八八一年の一円四〇銭が八三年に一円八銭、八四年には八〇銭になった。農産物価格の低落は地租の比重が高くなったことを意味する。そして高利貸の暴利に苦しめられた農民たちは「困民党」を組織し、自由黨員指揮下に蜂起し、地租軽減・負債取消・小作料免除を要求した。

(2) 民権運動の果たした役割 自由民権運動は一部不平士族の反政府政治活動などといったものではなく、わが国における最初の国民的な民主主義運動として高く評価されるものである。幕末の一揆や世直し、維新の動乱によって芽生えた民衆の自由・平等への欲求や人権意識が、はじめて公然と大衆運動の形をとって政治の舞台に登場したといえよう。指導層こそ士族知識人や豪農層であったが、民衆はこの運動を通して、権利意識を強め、学習熱を起し、ナショナルリズムにめざめた。(色川大吉)

(3) 福島事件 福島県令、三島通庸は一五歳以上の男女に毎月一日ずつ二年間の夫役(無償)を命じ、出ない者には

男一日一五銭、女一日十銭の代夫賃を徴収することにした。その無理を訴える農民に対し「携ふる棒を以て足腰の立ぬほど打居る事もござる。」といった役人の無暴な措置に農民は自由党に結集して抗議しはじめた。三島は自由黨員ら約一二〇〇名を検挙し、徹底的な弾圧をおこなった。

5. 生徒に配布するプリント資料

「秩父事件」

(1) 困民党の人びと

たたかいを決意した以上は「家」のことはかりを思っていない。蜂起を心にきめた農民たちは、妻子とひそかに別れて、秩父一帯の山にこもり、密議に参加した。なかには、真綿入りの布をつくり、それに渋を厚くぬって防弾用の胴着とするものもいた。父祖伝来の猟銃をみがい、たたかいに備えるものもいた。

ひどい凶作と生糸の値下がりにより(二年前に二二一二十五匁ぐらいで一円になった糸はことし三八匁なくては同額にならない)、農民たちは高利貸しに苦しめられ、正月に借りた八円の現金が一月には額面二六円一六銭の借金証文となるような、「ひどい目」にあっていたが、その蜂起が近づくとつれ、「世直し」が予想され、石間村では「金のないのも苦しやさんすな、今にお金が自由党」という歌がはやっていた。

十月三十一日、まず、東秩父の風布村に発生した金融会社急襲をもつて、たたかいは始められた。青年教師、新井周三郎に率いられた民衆は、ここで総額二万円の借金証書をうばい去った。(家永三郎・黒羽清隆「新講日本史」)

(2) 事件、その後

会計長の井上伝蔵は仲間三人とともに、きびしい官憲の探索をのがれ、下吉田村のなかの農家の土蔵に潜伏した。このため、かれは欠席のまま裁判で死刑の宣告をうけ、官憲は「金をもちにげた幹部」と宣伝し、農民にいどころをいわせようとした。

しかし、かれは、その土蔵に二年間もかくまわれた。その間、六法全書を読み、階段の上り下りで足腰のおとろえをふせぎながら、再挙の日をまったが、その可能性はなくなったとみて、四人が下吉田村を脱出し、故郷の秩父をばなれたのは、一八八六(明治一九)年十月六日のことであつた。

井上伝蔵は、新潟をへて北海道へのがれた。それから三年余、北海道の各地で、名をかえ、職業を転々とかえて生きつづけた。そして、妻をめとり、子どもができた。その間、故郷のことも、蜂起のことも、だれにも語らず、北海道の人間としてくらしてきた。

蜂起にやぶれてから三四年目の一九一八(大正七)年六

月二三日、腎臓病が悪化して、すでに死期のせまったことをさとした伝蔵は、妻ミキと長男洋とに、はじめて実名をうちあげ、みずからの過去を語った。そして、かれは、われわれの蜂起は、ただ個人的なうらみなどのためにやったものではなく、天下万民のため、正義のためのたたかひであったことを話しつつづけた。その話は、三日間もつづいたという。そして、最後に、秩父事件の真相を世に広く知らせてほしいとのんで息をひきとった。六五歳であった。伝蔵とともにのがれた飯塚森蔵も、やはり北海道で、アイヌ人と生活を共にして生涯を終えたという。かれらのこの不屈の生涯こそ、秩父困民党の真の姿を、わたしたちに伝えてくれるものである。(家永三郎編「日本の歴史」)

## 六、むすびとして

中学校の近代史授業計画の中で、とくに「自由民権」とりあげ紹介してみた。学習のねらいをもう一度まとめてみたい。

(1) 自由民権運動が明治維新の未完部分を追求する近代化運動だったこと。  
(2) 運動を担った人たち、そして政府の弾圧と板垣退助など指導層の動向。

課題をならべてみたいと思う。

(1) 教科書に登場する板垣退助らいわゆる「中央」の動きとははつきりちがった、地域での運動というものを感じとった。「中央」での運動が衰退しようという時に、地域では住民の生活要求に根ざした運動の高揚期を迎えている。「草の根の民主主義」ともいえる、地域での運動というものをぜひみきわめていきたいものである。それは生徒たちに改めて教科書内容を見直させ、「地域」を学びとるいとぐちになるに違いない。

(2) 教科書で今までは、困民党が記述されていなかった。困民党こそ民権運動の系譜の中心に位置づけられるものではないかと考えられる。暴動化を避け、組織的な請願行動に徹して努力を続けた武相困民党の活動というものを、もっと生徒に伝えたい。相模原の困民党の「監督」を勤めた福田島吉の遺族の聞きとりをしたことがある。御殿峠(現八王子市)での困民党集結のための焚出し、家財を傾けたこと、有罪判決を受け、その後は困民党についてあまり語らなかつたこと、子孫も祖父の行動を家庭困窮化の源としてうらんだこと、祖父の死後、今日あらためて祖父の生きただ道の意義を知ったこと、ぜひ祖父のことを記録し物語化してみたいことなどを案内しながら述べてくれた。聞きとり「掘りおこし」の意義をあらためて教えられ、私

(3) 運動を最後まで継続した困民党に結集した農民たちの動向。

(4) 自由民権運動に触発され、それを弾圧しながらつくりだされていった旧憲法の体制。

私は神奈川県相模原市に住む。教材研究の意味からも、ここ数年、地域の民権運動を学習し、史跡踏査、聞きとり調査などをしてきた。次のようなところである。

(1) 相模原市域 山本作左衛門の碑(金泉寺)、青柳寺(困民党集結)、福田島吉旧居、

(2) 大和市域 長谷川彦八旧居と墓(鶴林寺)

(3) 厚木市域 黒田黙耳の墓(宝安寺)、大矢正夫・難波春吉・佐伯十三郎の墓(戒善寺)、法界寺(講学会場)、難波惣平旧居、自由亭跡(辰巳屋)、清源院(板垣退助説会場) 「人名はいずれも民権家」

折しも、一九八一年秋の「自由民権百周年記念全国集会」へむけて、地域でも「武相困民党九五周年記念集会」「武相民権百周年記念集会」などの催しがあい次いだ。それらに参加し、東京都三多摩や神奈川県伊勢原・秦野市域の踏査もしてみても、あらためて学びとるものは大きなものがあった。三多摩地域での活動状況、そして士族や豪農とはちがった民権運動の活動について認識を深めることができた。これらを通して、思いつくままに感想と教材化への

たち教師が地域活動として追求する必要性を痛感した。相模原地域では困民党の顕彰碑もなく記録も乏しい。

(3) そうした運動のエネルギーの依ってきたものは何か、運動を盛りあげた生活的背景をもっと私自身も学びとりながら生徒たちに伝えたいと思っている。明治初期、養蚕をもとにした農村経済の状況、村の社会構造、松方デフレ財政が及ぼした深刻な影響など、それらを学ぶことによって運動のエネルギーをより明らかにしたいものである。

(4) 「自由民権」の学習に限ったことではない。当然、敗北史観、挫折史観の克服が課題になる。民衆のたたかいは表面的には弾圧を受けて途絶えるようにみえても実際には地下水のように、絶えることなく受けつがれていくものであるという認識をしっかりと生徒に身につけさせたいものである。民権運動をおし進めた人たちの脳裏には、地域で「土平治さま」と崇敬してきた一揆の義民伝承があったであろう。とが十分にうかがえるし、民権運動のエネルギーを今日、あらためて学ぶ意義もそこにあるのではなからうか。

「自由民権」は、教師が地域の掘りおこしをおこない生徒たちに伝えるとともに、生徒たちも、教師の話を受身で聞くだけに終らず、一歩進めて自分たちが主体的に参加する「自己運動としての学習」を切り拓く要素をもった格好の教材といえよう。そしてこの姿勢はすべての社会科学学習



に押しひろげていきたいものである。

とにかく「中学生に無力さがひろがっている。」「非行がはびこっている。」「何しろ受験体制だから」ではすまされない。私たち中学校教師は、憲法と教育基本法の「平和と民主主義」を据え、「民衆」「地域」「近現代史」を重点にした学習指導に努力を続けたい。生徒たちの限らない可能性を信じて。

（相模原市立上鶴間中学校教諭）